

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

休業手当の考え方

今般の新型コロナウイルスの影響により多くの会社で、やむを得ず労働者を休ませて休業手当の支給を行っています。そこで、今回のHP通信では、休業手当の基本的な考え方について記しますのでぜひご覧ください。



■休業手当とは

休業手当とは、会社側の責任で労働者を休業させた場合に、その労働者に対して支給する手当です。

会社の一方的な休業によって労働者の生活が脅かされることを防止し、労働者の生活を保障しようという目的で規定されています。労働基準法では、会社側の責任で労働者を休業させた場合の休業を「使用者の責に帰すべき事由による休業」と明記されています。

■「使用者の責に帰すべき事由による休業」とは

親工場の経営難から下請け工場が資材や資金を獲得できずに休業した場合などをいいます。

たとえば台風などの自然災害によって公共交通機関が止まってしまい出勤できない場合など、不可抗力である場合は休業手当の対象にはなりません。

※労働協約、就業規則又は労働契約により休日と定められている日は休業手当の対象となりません。

■休業手当の金額

会社は、休業期間中に、当該労働者に**平均賃金の60%以上の手当**を支払わなければなりません。労働日の一部を休業した場合でも、労働日につき全体として平均賃金の60%までは支払わなければならない、

右の図のように、実際に支給された賃金が平均賃金の60%に達しない場合には、その差額を支給しなければなりません。



※平均賃金 事由の発生した日以前3ヶ月間に、その労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数(暦日数)で除した金額

ただし、時間額や日額、出来高給で決められていて労働日数が少ない場合など、総額を労働日数で除した6割に当たる額の方が高い場合はその額を適用(最低保障額)します。

●過去3ヶ月間の賃金の取り方… **締切がある場合締切日ごとに**、通勤手当、皆勤手当、時間外手当など諸手当を含み、税金や社会保険料などの控除をする前の賃金の総額により計算します。

※神奈川労働局のホームページに具体的な平均賃金の詳しい計算例がありますのでご参照ください。

※今般の新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされ、会社が休業手当を支給した場合は、「雇用調整助成金」の対象になることがあります。また、今回は特例として、雇用保険の被保険者以外の労働者も助成金の対象となります。パートやアルバイトは時給での支給が多いと思いますので、上述の最低保障を参考にいただき、労働基準法の定めに従った休業手当を支給することが重要です。

ヒューマン・プライムの無料セミナー ※詳細はコチラ

同一労働同一賃金セミナー

7月2日 14:00～15:00【オンライン】Teams Live
7月7日 15:00～16:30【名古屋：ウインクあいち】

パワハラ防止対策セミナー

7月14日 15:00～16:30【名古屋：ウインクあいち】
8月6日 14:00～15:00【オンライン】Teams Live

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。